

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 22 年
5月25日
(火曜日)

目 次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
保安林指定の解除(山口市)(森林整備課)	三
保安林予定森林(森林整備課)	四
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(漁港漁場整備課)	四
宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	六
山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	六
小型船用特定係留施設の指定に関する告示の廃止(港湾課)	七
公告	七
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	八
土地改良区役員(農村整備課)	八
県営佐田地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	九
選管告示	九
不在者投票のできる老人ホームの指定	九
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	九

山口県告示第二百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
医療法人中村医院		玖珂郡和木町和木二丁目九番一〇号	平成二一、一一、三〇	
菜のはな薬局		山口市下小鯖一三三一の八	平成二二、一二、二八	
オダ薬局駅前店		岩国市麻里布町三丁目一八番三号	一、三一	
ウォンツ周南周陽薬局		周南市周陽一丁目一番一号	二、二八	

山口県告示第二百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
ねごころ神経内科クリニック		山口市小郡下郷三三〇の一	平成二二、四、一	
綿貫耳鼻咽喉科		長門市東深川九二四の一	" " "	
河野内科		山陽小野田市大字厚狭六八〇の二	" " "	
医療法人社団優志会みやわき矯正歯科クリニック		宇部市東小串一丁目一番一号	" " "	
あずま歯科医院		山口市香山町六番一八号	" " "	
中領薬局		小郡下郷三一九の七	" " "	
菜のはな薬局		下小鯖一三三一の八	" " "	
長全堂薬局		萩市大字東田町一四の二	" " "	



オーエス中関薬局 防府市大字田島五八七の六
 フラワー薬局 長門市東深川九二四の二
 ウォンツ周南周陽薬局 周南市周陽一丁目一番一号

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人山口市社会福祉協議会	山口市上野小路八九の一	山口市社会福祉協議会あとう訪問看護ステーション	山口市阿東地福上二六九七	平成二二、二、二三

山口県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の〇	めぐみの園ヘルパーステーション	美祢市於福町上四〇一七の〇	訪問介護	平成二〇、三、一
株式会社わが家	周南市大字八代一〇二九	訪問介護ステーションつるの恩がえし	周南市大字八代一〇二九	訪問介護	平成二一、八、
一般社団法人訪問看護おかふじ	山口市宮島町二番一〇号	訪問看護おかふじ	山口市宮島町二番一〇号	訪問看護	一〇、
有限会社くさり	古熊二丁目九番二一	有限会社くさり	葵一丁目四番七四号	居宅療養管理指導	平成二二、二、
有限会社大谷仁成堂薬局	島根県益田市あけぼの本町一〇の四	仁成堂薬局	倉町一番八号	居宅療養管理指導	平成二二、
有限会社いくも	防府市今市町一七番四一	いくも薬局今市店	防府市今市町一七番四一	居宅療養管理指導	平成二二、

山口県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人ひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	ひかり苑居宅介護支援事業所	光市大字三井一〇四六の一	平成二二、四、一
有限会社かめは	大字浅江三〇六の六	かめはうす指定居宅介護支援事業所	大字浅江三〇六の六	一、
株式会社ヘルパーステーションえが	周南市桜木三丁目八番三二	ケアサポートえが	周南市桜木三丁目八番三二	四、

福祉生活協同組合さんコー	山口市桜島二丁目三三二二の八	さんコー・宇部通所介護事業所	宇部市大字上宇部七五	通所介護	平成二二、四、
株式会社優楽園	楠木町一番二六号	ゆうらく園	山口市楠木町一番二六号	居宅介護	平成二二、二、
有限会社かめはうす	光市大字浅江三〇六の六	かめはうすデザインサービスセンター	光市大字浅江三〇六の六	居宅介護	平成二二、五、
株式会社わが家	周南市大字八代一〇二九	通所介護事業所つるの恩がえし	周南市大字八代一七六五の〇	居宅介護	平成二二、四、
医療法人新生活会	岩国市多田三丁目一〇一の五	小規模多機能型居宅介護	岩国市下三四二の一	居宅介護	平成二二、

山口県告示第百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の四	めぐみの園ヘルパーステーション	美祢市於福町上四〇一七の四	介護予防訪問	平成二〇、三、一
有限会社大谷 仁成堂薬局	島根県益田市あけぼの町一〇の四	仁成堂薬局	山口市小郡船倉町一番八号	介護予防療養管理指導	平成二二、二、一
有限会社いくも	防府市今市町一七番四一號	いくも薬局今市店	防府市今市町一七番四一號	介護予防	三、
"	"	いくも薬局戎町店	戎町一丁目六番一號	"	"
"	"	いくも薬局大道店	道四一の五	"	"
福祉生活協同組合さんコープ	山口市校島二丁目二二二の八	さんコープ・宇部通所介護事業所	宇部市大字上宇部七五	介護予防通所	四、
有限会社かめはうす	光市大字浅江三〇六の六	かめはうすデザインサービスセンター	光市大字浅江三〇六の六	"	五、
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇五の五	小規模多機能型居宅介護サービスセンター	岩国市下三四二の一	介護予防小規模多機能型居宅介護	四、

山口県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人相 清福祉会	山口市鑄銭司二 三六一の三	山口市川東地域 包括支援センター	山口市鑄銭司二 三六一の三	平成二二、四、一

山口県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
山口市阿知須土地改良区	平成二二、五、一四

山口県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
山口市阿東篠目字奥叶一三一六の一五、一三一六の一八
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字奈路字七頭六六一の二、字奥菜畑六七〇、六七二の二、六七
三、六七九の二、六七九の二、一六〇四、一六〇七、一六〇八の八

長門市油谷伊上字郷々山四八四の一から四八四の三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

下関市豊田町大字奈路字奥菜畑六七三・一六〇四・一六〇七（以上三筆につ
いて次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定によ
り、山口県山南沿岸大津島漁港海岸本浦地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図
面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び
状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規
模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 山口県山南沿岸大津島漁港海岸本浦地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図
面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 周南市大字大津島字西田浦から同大字字小田浦までの間

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションに よる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で
構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規
定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コ
ンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であ
ること。

3 出資比率が三十分パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十二年五月二十四日ま
でに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コ
ンサルタント業務の総合点数が二百七十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共
同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」とい
う。）を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

業	務	内	容	数	量
---	---	---	---	---	---

- 4 委任状
- (一) 申請書の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書の提出場所
山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号
- (三) 申請書の提出期間及び時間
平成二十二年五月二十五日から同年六月三日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年六月二十八日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課（電話〇八三一九三三―三五六〇）にすること。
- 山口県告示第二百二十六号**
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸大道漁港海岸台道地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下、「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。
- 平成二十二年五月二十五日 山口県知事 二井 関成
- 一 山口県山口南沿岸大道漁港海岸台道地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）
- (一) 履行場所 防府市大字台道字上田六之割から同大字字中浜屋敷までの間及び同市大字野島字天石から同大字字丸山までの間
- (二) 業務の概要

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十二年五月二十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百七十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書の提出場所
山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書の提出期間及び時間
平成二十二年五月二十五日から同年六月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成

一式

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年六月二十八日までには発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課(電話〇八三一九三三―三五六〇)にすること。

山口県告示第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、恩田町三丁目、恩田町四丁目、恩田町五丁目、五十目山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、未広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼一丁目、沼二丁目、沼三丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、

中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ迫町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、鳥一丁目、鳥二丁目、鳥三丁目、下条一丁目、下条二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条一丁目、北条二丁目、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、松崎町、岩鼻町、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目、東小串一丁目、東小串二丁目、西小串一丁目、西小串二丁目、西宇部南一丁目、西宇部南二丁目、西宇部南三丁目、西宇部南四丁目、大字西岐波、大字沖宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字沖ノ旦、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作及び大字東須恵

山口県告示第二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山陽都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山陽都市計画下水道事業宇部市公共下水道
- 三 事業施行期間
平成七年二月十七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
宇部市大字船木及び大字東方倉

山口県告示第二百二十九号

小型船用特定係留施設の指定に関する告示(平成五年山口県告示第三百九十九号)は、平成二十二年五月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成



(一六二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十二年五月二十五日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二号

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ビクロス	—
大規模小売店舗を設置する者の住所	防府市大字江泊一九三六	—
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	野村 博	田中 康男
	藏澄 均	—

四 届出年月日
平成二十二年四月二十八日
五 変更年月日
平成二十二年四月七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二号
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	株式会社ビクロス	株式会社ビクロス
大規模小売店舗を設置する者の住所	防府市大字江泊一九三六	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称	野村 博	田中 康男
	藏澄 均	—

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〃	〃	防府市大字江泊一九 三六
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	田中 康男

- 四 届出年月日
平成二十二年四月二十八日
- 五 変更年月日
平成二十二年四月二十二日

(一六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年一月五日山口県公告(二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十二年五月二十五日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項等について配慮を求める。

(一六四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
阿東土地改良区	理事	野田 昌彦	山口市阿東地福上一六三
岩国市南河内土地改良区	〃	松本 文人	岩国市大山二二四の三
〃	〃	江木 敏之	行波二四四
〃	〃	笹川 五月	土生四三三
〃	〃	藤嶋 克明	伊房四二二の一
〃	〃	貴船 宏	大山三五一
〃	〃	山近 正直	竹安一九六の一
〃	〃	國廣 啓司	土生二五三
〃	〃	森木 昇	竹安七〇
〃	〃	大原 敏夫	大山二〇六の二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
阿東土地改良区	理事	田中喜一郎	山口市阿東地福上一八一〇の一

(一六五) 県営佐田地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営佐田地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
県営佐田地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十二年五月二十六日から同年六月十四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一六六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字東豊田式ノ割
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡平生町大字佐木二四六番地の一
國元 明



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十二年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム梨花の里	下関市豊北町大字滝部一〇四二の一	平成二二、五、一七
さんコープ・宇部有料老人ホーム	宇部市大字上宇部七五	" "

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

平成二十二年五月二十五日発行

発行人

山口県知事

「財団法人厚生年金事業振興団山口厚生年金休暇センター」

大字上宇部七五

昭和五七、九、二〇

を